

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県議会（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）3月26日付け令5山議局第913号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年（2024年）3月17日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「村岡知事は、教育長続投を表明された。これに關係する全ての文書（メモ含む）なお、繁吉教育長は、任期について、令和〇〇年〇〇月〇〇日より今年末である。（3年）知事は、任期4年としたのは、議会同意によるチェック機能を強化したものである。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和6年（2024年）3月26日付けで、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）5月31日付け行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件請求は、上記第2の1のとおり「知事が教育長続投を表明したことに関する公文書」の開示を求めるものであり、これに対して実施機関は、本件公文書は作成、又は取得していないとして、公文書の不存在を理由に本件処分である不開示決定をしている。

そして、本件処分に対して審査請求人は、上記第3の2の審査請求の理由によるところ、「不作為があるため」とし、さらに「3月の話し合いでは、2月定例会議事録の完成後に速やかに審査請求人に送付することである」旨を主張していることから、本件処分の理由である「公文書の不存在」に対しては争わず、「実施機関の不作為」を理由に本件処分の取消しを求めていると推認される。

この点について、当審査会事務局職員をして本件処分時の状況を実施機関に対して確認させたところ、実施機関は、本件公文書として令和6年2月定例会本会議の議事録（以下「議事録」という。）を特定したが、本件処分時点である令和6年3月26日時点では作成していなかったため、公文書の不存在を理由に本件処分である不開示決定を行うとともに、議事録が作成される時期を口頭で審査請求人に説明して、さらにその後の令和6年5月31日に議事録が完成した際は、その旨を審査請求人に口頭で伝え、合わせて山口県議会のホームページで閲覧可能であること及び議事録の写しの交付を希望する場合は改めて開示請求をする必要があることを説明したとのことであった。

以上のこと踏まえると、審査請求人は、本件処分時における実施機関からの口頭説明により、議事録が完成後に実施機関からその写しが自身に送付されるものとの認識を持ち、これが送付されないことは実施機関の不作為であると主張して、本件処分の取消しを求めていることが推認されるが、本件処分後に完成した議事録の写しを実施機関から審査請求人に送付するか否かについては、本件処分とは何ら関係性のないことであり、本件処分において考慮すべき事情とは認められないことから、審査請求人の主張は首肯できない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　月　日	経　　過
令和 6 年 7 月 26 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7 年 7 月 29 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 12 月 23 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竜 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竜 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年12月23日現在)

※本件事案において、除斥となっている。